（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十六条の二の二第一項の者） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　都道府県（一又は複数の市町村の区域内で自家用有償観光旅客等運送（法第十六条の二の二第一項に規定する自家用有償観光旅客等運送をいう。以下同じ。）を行うことについて、当該市町村と協議が調ったものに限る。） 五　（略） 六　地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合 七～十四　（略） 十五　地方公共団体が意思決定に関与している法人であって、旅客の運送以外の事業による利益を活用して当該運送を実施するものとして適当であると国土交通大臣が認めるもの （法第十六条の二の二第四項の一般旅客自動車運送事業者） **第二条**　法第十六条の二の二第四項の国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（同条第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下同じ。）に係る自家用有償観光旅客等運送がその区域内において行われることとなる市町村の区域内に路線を有する一般旅客自動車運送事業者又は営業所を有する一般旅客自動車運送事業者その他の現に当該市町村の区域内において営業していると認められる一般旅客自動車運送事業者とする。 （申請書の記載事項） **第四条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、道路運送法施行規則第五十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　事務所ごとに配置する自家用有償観光旅客等運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償観光旅客等運送自動車」という。）の数及びその種類ごとの数並びに当該事務所ごとの同時に運行する自家用有償観光旅客等運送自動車の最大の数 四・五　（略）	（法第十六条の二の二第一項の者） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設） 四　（略） （新設） 五～十二　（略） （新設） （法第十六条の二の二第四項の一般旅客自動車運送事業者） **第二条**　法第十六条の二の二第四項の国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（同条第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下同じ。）に係る自家用有償観光旅客等運送（同条第一項に規定する自家用有償観光旅客等運送をいう。以下同じ。）がその区域内において行われることとなる市町村の区域内に路線を有する一般旅客自動車運送事業者又は営業所を有する一般旅客自動車運送事業者その他の現に当該市町村の区域内において営業していると認められる一般旅客自動車運送事業者とする。 （申請書の記載事項） **第四条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、道路運送法施行規則第五十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　事務所ごとに配置する自家用有償観光旅客等運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償観光旅客等運送自動車」という。）の数及びその種類ごとの数 四・五　（略）